平成２９年（フ）第７６７７号
東京都中央区日本橋浜町３丁目３－１－2105
破産者　箱島とも子
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１６９号
東京都世田谷区桜３丁目11－４　秋野方
破産者　青山　幸江
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３１５号
神奈川県横浜市瀬谷区五貫目町10番１－312号
破産者　株式会社ブーズダイニング
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４７０号
千葉県香取郡多古町南中359番地１
破産者　株式会社ガーリシャスジャパン
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４７１号
東京都港区芝大門２丁目１－17－201
破産者　黒澤　清香（旧姓井戸川）
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５００号
東京都大田区東矢口３丁目15番11号
破産者　ジャパンステージ株式会社
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５０１号
東京都大田区東矢口３丁目15－11
破産者　北村　政夫
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５１９号
東京都練馬区大泉学園町６丁目17番31号
破産者　株式会社ワールド・サポート
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５２０号
東京都練馬区大泉学園町６丁目17番31号
破産者　株式会社リープ・フロッグ
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５２２号
東京都練馬区大泉学園町８丁目３－38　幸豊コーポＢ棟105号
破産者　下島　　幸
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５３６号
東京都東久留米市金山町２丁目８番21号
破産者　株式会社キャッスル
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５５２号
埼玉県さいたま市南区白幡４丁目15番17号1401
破産者　有限会社ピーエムエーコーポレーション
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５５３号
東京都江東区塩浜２丁目29－16－1509
破産者　西山　幸秀
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５８３号
岡山県小田郡矢掛町東川面字手透田513番１
破産者　株式会社メディカルパートナーシップ
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５８４号
東京都豊島区高松２丁目10－９
破産者　實光　利幸
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５９１号
千葉県松戸市本町４番地４
破産者　株式会社ティエムコーポレーション
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５９２号
東京都台東区三ノ輪１丁目１－11－701
破産者　伊藤　　武
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５９４号
神奈川県大和市つきみ野２丁目４－７－205、開始決定時の住所神奈川県横浜市瀬谷区五貫目町10－１　マークスプリングス・メゾンＢ312号
破産者　韓　　富勇
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９４６号
東京都練馬区石神井台８丁目23－10
破産者　櫻井　　翔
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１２９号
東京都練馬区東大泉６丁目９－17
破産者　岩嵜　文孝
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１５６号
東京都世田谷区新町３丁目28－９－101
破産者　辻　　敏夫
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部